

# オストメイトに対する社会福祉制度

鹿児島大学医学部保健学科臨床看護学講座 助教 日隈利香

看護職が社会保障制度を知り、患者と家族が上手に活用出来る様に援助する事は、オストメイトやその家族の安寧な生活のために重要な事です。

オストメイトは、身体障害者福祉法による障害等級に該当する場合には、身体障害者手帳を取得する事が出来ます。手帳があると補装具の交付、税の減免、鉄道・航空運賃の割引などを受けることが出来るほか、手帳の取得とは関係なく障害年金を受給できる場合がありますので、各市町村等に確認を取りましょう。

## I. 身体障害者手帳の申請と交付

対象 : 排尿・排便のための機能を持つ永久造設ストーマに限る。

申請時期 : ストーマのタイプに関わらず、すぐに申請ができます(平成15年4月1日身体障害者認定基準改正)

該当等級 : 人工肛門、人工膀胱どちらか片方みの場合は4級の認定となり、両方の場合は3級の認定となります。その他、合併する障害の程度により、3級もしくは1級が認定される事があります。

### 申請手続

1. 市町村の福祉事務所か障害福祉課で、申請用紙と診断・意見用紙をもらう。  
(障害認定の医療機関と指定医を確認する)
2. 指定医のいる医療機関で受診し、診断書を作成してもらう。
3. 福祉事務所に申請書・診断書・写真(たて4cm×よこ3cm)を添えて提出する。印鑑も必要。
4. 福祉事務所にて障害程度の認定審査がある。認定されると、身体障害者手帳が交付される。

### 再交付

身体障害者手帳の紛失や、破損時には再交付の申請が必要

#### 申請に必要な書類

・申請書 ・本人の顔写真(たて4cm×よこ3cm) ・破損した手帳 ・印鑑

### 等級変更

#### 申請に必要な書類

・指定医師の診断書1枚 ・申請書 ・本人の顔写真1枚 ・身体障害者手帳 ・印鑑

### 再認定申請

身体障害者障害程度再認定(診査)時期通知書を交付された方は再認定申請が必要です。

・指定医師の診断書1枚 ・本人の顔写真1枚 ・身体障害者手帳 ・印鑑

### 手帳の返還

本人が死亡したときや本人が障害を有しなくなったときには、手帳の返還をしなくてはなりません。

・身体障害者手帳 ・印鑑

## II. 補装具(ストーマ用装具)の支給

対象 : 身体障害者手帳の交付を受けている人

種類 : ストーマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)

月額支給限度額(2010年4月現在)

排便機能障害のある人: ¥8,858/月

排尿機能障害のある人: ¥11,639/月

◎鹿児島市の場合

2ヶ月に1度、2か月分が支給される(最大6ヶ月分まで)。  
交付券 → 業者 → 物品 を交付

※障害者自立支援法を受けて、補装具は日常生活用具に位置づけられるようになりました。

日常生活用具給付事業費負担基準額は、本人の属する世帯の階層区分(A生活保護世帯、B市町村民税非課税世帯、C所得税非課税世帯、D納税世帯)により定められているため、詳細については市町村役場にてご確認下さい。

※排便機能、排尿機能両方に障害のある人は、それぞれ支給されます。

## 申請手続

1. 身体障害者手帳が交付されたら、市区町村の福祉事務所に行く。
2. 福祉事務所に手帳、印鑑、源泉徴収表または確定申告書を提示し、ストーマ用装具（補装具交付券）の申請をする。
3. 指定業者に見積書の作成を依頼する。
4. 福祉事務所から決定通知書と補装具交付券が発行される。
5. 指定業者より、補装具交付券と引き換えにストーマ用装具を受給する。
6. 受給時に、自己負担分や超過分（全額自己負担となる）の費用を支払う。

※利用者負担は原則 1 割負担。ただし、前年の所得税（本人の属する世帯の所得税）に応じて自己負担金が発生するので、全ての方に全額給付されるとは限らない。

※補装具交付券は、2ヶ月分が1枚の交付券になり、申請1回につき3枚（6ヶ月分）まで一括交付される。支給限度額を超える場合には自己負担となる。

※その他生活保護を受けており、身障者手帳を交付されていない人（一時的ストーマ造設術対象者）の場合、ストーマ用装具は生活保護の医療扶助の中にある治療材料費から支給されます。治療材料券が交付され、補装具を受け取る事になります。詳しくは、市区町村の生活保護課に御相談下さい。

## 障害者自立支援法（H18年4月～）

：ストーマ用装具は補装具より日常生活用具に移行しました。

日常生活用具の定義：『ストーマ装具の装着時に、皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する各種用品』

ストーマ用品は、下記に示す13品目がストーマ装具及び洗腸用具と共に、厚生労働省から日常生活用具の排泄管理支援用具として認められています。

No	品目	用途
1	皮膚保護ペースト／ 皮膚保護パテ	ペースト状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にするので、ストーマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排泄物の漏れを防止することができる。ストーマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
2	皮膚保護パウダー	パウダー状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚がじめじめして皮膚保護剤面板が粘着しない場合に振りかけて皮膚を保護し密着させ、またはストーマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排泄物付着を防ぐために必要なものであり、多くのオストメイトが常用している。
3	皮膚保護ウエハー	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストーマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。ストーマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
4	コンベックス・インサート	ストーマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランジ部分にリング状のものを嵌め込んで凸面を作り排泄物の漏れを防止する。コンベックス内蔵の面板を使用しない場合に必要。
5	固定用ベルト	ストーマ装具のパウチ（ストーマ袋）部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として必要である。
6	剥離剤 （リムーバー）	皮膚保護剤や粘着テープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずにこれらを剥がす液体で、ストーマ装具の交換時に使用する。
7	皮膚被膜剤 （スキンバリア）	ストーマ周囲の皮膚を排泄物やテープ類などの刺激から守るために、皮膚に塗って薄い被膜をつくる。皮膚がかぶれ易いオストメイトに必要である。
8	レッグバッグ （下肢装着用蓄尿袋）	遠出や就寝時などで長時間にわたり排出処理ができない時には、通常のパウチ（ストーマ袋）では蓄尿が難しい場合が起こるので、予備の蓄尿袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。特に、就寝時に欠かせない用品である。
9	ナイト・ドレーナージ バッグ （夜間用蓄尿袋）	レッグバッグと同様に、就寝時、通常のパウチ（ストーマ袋）に接続して蓄尿するもので、就寝時に欠かせない用品である。
10	パウチカバー	発汗により、ストーマ装具のパウチ（ストーマ袋）部分で蒸れを起こして皮膚に真菌などが発症するのを防ぐために、パウチにかぶせて汗を吸収する布地のもので、特に夏季に使用する。
11	サージカルテープ	ストーマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長するために面板の周囲に貼り付けるもので、かぶれにくい特性を有する粘着性のテープである。市販品で代替することは不適當。
12	皮膚保護剤穴あけ 専用はさみ	刃の部分が緩やかにカーブしている曲剪専用のはさみで、皮膚保護剤面板の中心部分をストーマのサイズに合わせて円形に穴をあける作業にはなくてはならないものである。この合わせ作業は精度を必要とするので、市販のはさみは不適當。
13	消臭剤	パウチ（ストーマ袋）内の排泄物の臭いを脱臭するために開発されたもので、パウチの中に入れて使用する。市販品にはこのような特殊な用途のものはない。

※日常生活用具は市町村の裁量範囲に入るため、サービス内容は、市町村により異なります。詳細は、最寄りの窓口でご確認下さい。

ストーマ用装具取り扱い業者一覧(出典:鹿児島市障害者福祉課)

No	委託業者名	所在地	電話番号
1	(株)アステム鹿児島営業部	鹿児島市宇宿2丁目4-7	285-5111
2*	アイティアイ(株)オストミーコールセンター	佐賀市鍋島2-10-4	0952-36-4711
3*	アイティアイ株式会社鹿児島支店	鹿児島市小松原2-5-24	266-5811
4	(株)横尾器械	鹿児島市西別府2941-27	281-2611
5▲	(株)いすゞ医科器械	鹿児島市小川町6-4	222-5369
6	(株)さくら医療器械	鹿児島市新照院町17-11	226-7828
7	(有)いづろ小田原糸店	鹿児島市中町5-1	222-2097
8	(株)カクイックスウィング鹿児島営業所	鹿児島市谷山港1-2-7	261-4111
9	鹿児島酸素(株)	鹿児島市南栄3-26	260-4102
10*	川村義肢(株)*	大阪市北区天神橋1-18-18	06-6352-1012
11	(有)グランケア	鹿児島市皇徳寺台4-36-1	284-7056
12	(株)さくら医療器械	鹿児島市新照院17-11	226-7828
13	大同医科器械(株)	鹿児島市西千石町12-11	222-1108
14*	(株)田島器械*	鹿児島市紫原5-6-11	251-7816
15	(株)橋本メディカル	鹿児島市坂之上4-18-29	261-0196
16	(有)中央医科器械	鹿児島市東郡元5-1	252-7733
17	(株)中礼義肢製作所	鹿児島市加治屋町11-3	225-0888
18	(有)南州メディカル	鹿児島市下伊敷3-22-28	218-3303
19▲	(有)平成メディカル	鹿児島市宮之浦町1424	293-7688
20	(有)前村興産	鹿児島市吉野町3264-6	246-3170
21*	(株)三国器械	鹿児島市西別府町2941-45	281-1392
22	(有)南九州調剤薬局	鹿児島市山下町16-1	224-6063
23	(株)ミナヨシ	鹿児島市小野2-2-11	228-6672
24	(株)村岡	鹿児島市西別府町3116-145	283-3739
25	メイワ医科工業(株)	鹿児島市七ツ島1-4-8	261-1123
26▲	(株)メディコープ	鹿児島市谷山中央3-4582谷山中央ビル6階	284-5268
27*	(有)山下義肢製作所	鹿児島市小松原1-10-20	267-6481
28▲	(有)吉徳福祉機器販売	鹿児島市吉野町3221-5	248-8823
29	(有)リバティ	始良市東餅田1749	0995-67-7801
30	(株)有菌製作所	北九州市八幡東区東田1-7-5	093-661-1010
31	有菌義肢(株)	八代市長田町3300	0965-33-3983
32	コロプラストウエルカムサポートセンター	東京都中央区日本橋久松町10-6FT日本橋久松町ビル8階	03-3639-3703
33*	コンパティックジャパン(株)	東京都港区六本木1-8-7アーク八木ヒルズ5階	0120-532-380
34	ソリュウシオン(株)	横浜市北区新横浜2-2-15	045-477-1077
35	大腸肛門病センター	熊本市帯山4-2-88	096-384-1012
36*	(有)タキ商会	福岡市中央区天神5-4-15	092-938-2208
37*	宮崎オストミーセンター(有)*	宮崎郡清武町大字加納甲1834-1	0985-84-4509
38*	株式会社琉球光和	那覇市西1-2-16	098-863-1251
39●	江藤酸素(株)鹿児島医療営業所	鹿児島市谷山港3-1-32	263-0820
40●	(有)大分タキ	大分県別府市大字内籠字中無田1392-2	0977-67-6538
41●	(有)ケアサポート鹿児島	鹿児島市上谷口町912-4	208-1881
42●	有限会社 TAKARA	鹿児島市中山2-21-5	268-9305
43●	(有)トナンシステム	鹿児島市東開町2-5-B棟2階	263-5166
44●	(株)フェアメイト	鹿児島市薬師1-20-9	812-8221

\* 蓄便袋、蓄尿袋のみ

▲ 子ども用紙おむつ取扱あり

● 紙おむつのみ

※鹿児島市以外の方や、指定業者がわからない時は、最寄りの市町村役場内の担当者にご相談下さい。

### Ⅲ. 障害年金

#### 障害年金とは

- ・ストーマ造設術を受けた方は、障害年金を受給出来る場合があります。
- ・身体障害者手帳の取得やその等級とは関係ありません。
- ・障害年金は、給与とは別に、お金が支給されます。
- ・障害年金の他に、他の年金(例:老齢年金や国民年金)を受ける権利があるときは、どちらか金額の高い方を選択する事になります。

#### 障害給付のための受給要件

1. 障害の状態になった病気やけがの初診日に、厚生年金または国民年金に加入中または、加入経験がある国内に住所のある60歳以上65歳未満の人。
2. 障害の程度が障害認定日(ストーマ造設または尿路変更の手術をした日)に定められた程度であること。
3. 一定の保険料納付要件を満たしていること。(保険料滞納期間が1/3以下または、初診日の先々月までの1年間に保険料滞納が無いこと)

#### 申請に必要な書類

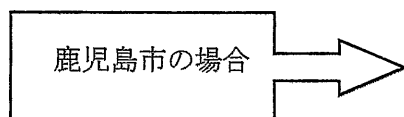
- ・請求者の年金手帳 ・住民票謄本 ・戸籍謄本 ・課税証明書等(配偶者や子の収入、無収入証明)
- ・診断書(各申請窓口で入手、要医師記入) ・病歴・就労状況等申立書(各申請窓口で入手)
- ・厚生年金保険障害給付裁定請求書(社会保険事務所で入手) ・印鑑 ・預金通帳

### 障害年金

	障害基礎年金	障害共済年金・障害厚生年金
支給要件	保険料給付済期間(保険料免除期間含む)が加入期間の2/3以上ある者の障害。20歳未満の時に初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあつて20歳に達した時、または20歳に達した後に障害状態になった時。	加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。
認定について	人工肛門または人工膀胱造設の手術をしただけでは通常支給されない。人工肛門と人工膀胱の両方を造設した人や、人口肛門があり、さらに完全尿失禁状態にある人など、障害の程度の重い人が支給の対象となる。	年金額は、加入中の給与(平均標準報酬月額)や勤続年数によって算出される。 1級または2級に該当する場合は、障害基礎年金や配偶者加給年金(要件あり)が更に支給される。人工肛門または人工膀胱を造設した人は3級として認定される。
該当等級	1級、2級	1級、2級、3級
申請窓口	各市区町村の国民年金課	社会保険事務所の年金課
支給年金(平成24年)	1級:983,100円/年額 2級:786,500円/年額 ※子の加算が支給される。 第1・2子:各226,300円 第3子以降:各75,400円	1級:報酬比例の年金額×1.25+※加算 2級:報酬比例の年金額 ※ 配偶者加算(226,300円)有り。 3級:589,900円(年間最低保障額) ※加入期間・給与に応じ支給。

※子とは、18歳以下の児童または20歳未満で一定の障害のある児童の事を指します。

※詳しくは、市区町村の国民年金課の担当者に相談するとよいでしょう。



国民年金 鹿児島市役所国民年金課 電話:099-216-1224  
 厚生年金 鹿児島北年金事務所 電話:099-225-5311  
 鹿児島南年金事務所 電話:099-251-3111

### Ⅳ. 医療費対策

#### 高額療養費

医療機関で支払う一部負担金(保険的用分)が高額になった時は、申請すると、一定限度額を超えた分が「高額療養費」として払い戻されます(ただし入院時の食事代や差額ベッド代等は含まれない)。自己負担額は、申請者の年齢(70歳未満 or 70歳以上)や所得、過去12ヶ月以内での高額療養費支給回数が4回以上になる時など異なります。同一世帯で、同一月内に自己負担額が21,000円以上の場合には、合算出来る場合があります。その他、70歳未満の方であっても平成19年4月より、入院に係る高額療養費を現物給付

化し、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額までにとどめることができるようになりました。この制度を利用するには、事前に社会保険事務所に「健康保険限度額適用認定申請書」を提出し、「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口にて認定証と被保険者証を提出する必要があります。

#### 申請に必要な書類

- ・健康保険証 ・病院の領収証 ・世帯主または被保険者の印鑑
- ・世帯主または被保険者の普通預金通帳

※自己負担限度額は、国民健康保険と社会保険の場合とは異なり、また、世帯所得額によっても異なります。詳しくは、国民健康保険の方は市町村の国民健康保険課に、社会保険や共済保険の方は自分の事業主の相談窓口へ相談しましょう。

#### 後期高齢者医療制度の適用

75歳以上の人及び65歳から74歳の障害認定者は、後期高齢者医療制度による後期高齢者医療被保険者証を提示して医療サービスを受けることになります。この制度では介護保険と同様、被保険者1人ひとりに対して保険料を賦課・徴収することになります（徴収業務は市町村で実施します）。後期高齢者医療制度にかかる保険料は、個人単位で計算され、個人が納付義務者となります。一部負担金の割合は、これまでと同じく、医療費の1割（現役並み所得者は3割）です。この負担割合については、被保険者のその年度の市民税の課税標準額（同一世帯に被保険者が複数いる場合は高い方の課税標準額）により判定されます。

同一月の外来受診時の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費としてあとから支給されるほか、入院時、同一月に同一の医療機関に支払う自己負担額が自己負担限度額に達した場合は、その限度額の支払いになります（食事の標準負担額等を除く）。また、医療費の自己負担限度額と介護サービスの利用料は合算できます。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になった時は、限度額（年額）を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

対象：身体障害者手帳の1～3級保持者

※詳しくは、市区町村の担当者にお問い合わせ下さい。

#### 高額医療・高額介護合算制度の適応

後期高齢者医療制度の項目にもあるように、健康保険または国民健康保険であっても、同一世帯で医療保険と介護保険の自己負担額を合算して上限を超えた場合、負担軽減の措置があります。

※詳しくは、市区町村の担当者にお問い合わせ下さい。

#### ストーマ装具の医療費控除

自費払いの医療費の合計金額が10万円を越えた場合、医療費控除の対象となります。自費購入したストーマ用装具についても、ストーマ用装具使用証明書を添付すれば医療費控除の対象となります。確定申告の際には、ストーマ装具代の領収書とストーマ用装具使用証明書が必要となります。その他、受診の際に利用したタクシー代や風邪薬を薬局で購入した分も医療費控除の対象となります。領収書を取っておくとよいでしょう。

※詳しくは、税務署にお問い合わせ下さい。

#### 紙おむつ代の医療費控除

在宅または病院等にて紙おむつを使用している人は、病院の医師にオムツ使用証明書を出してもらえば、医療費控除を受けられます。用紙は税務署にあり、医師の証明書記載代は無料となっています。

## V. 税金・公共料金の減免

### 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

障害者が所有する自動車にかかる税についての減免があります（4級は該当しません）。障害者本人が運転する場合だけでなく、生計同一者・常時介護者が運転する場合も対象となります。申請期限は納期限（自動車税は5月31日、軽自動車は4月30日）の7日前までとなっています。自動車税は申請の翌月から、軽自動車税は申請の翌年度からの減免となります。生計同一者の減免申請の場合、市町村の障害者福祉課または福祉事務所福祉課で発行する生計同一証明書が必要です。

申請に必要な書類：身体障害者手帳 ・運転免許証 ・印鑑 ・通院、通勤、生業等の証明

※詳しくは、自動車税・自動車所得税＝県自動車税管理事務所・鹿児島総務事務所、軽自動車＝市民福祉課までお問い合わせ下さい。

## NHK 放送受信料の免除

対 象: 身体障害者手帳所持者のいる生活困難な世帯

申請に必要な書類: 身体障害者手帳 ・印鑑 ・市民税非課税証明

※詳しくは、市町村の障害者福祉課または福祉事務所福祉課までお問い合わせ下さい。

## 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳交付者には、基本使用料や付加機能使用料の割引サービスがあります。

NTTドコモ「ハート割引」、KDDI「スマイルハート割引」、ソフトバンクモバイル「ハートフレンド割引」

※詳しくは、各携帯電話ショップまでお問い合わせ下さい。

## 入場料金等

美術館、博物館、都市公園等の一部において、身体障害者手帳の呈示により、入場料金等が無料または割引になる

## 所得税・住民税の控除(問い合わせ先: 税務署)

対象者		所得税控除額		住民税控除額		
		障害者控除	扶養控除	障害者控除	扶養控除	
本人 該当	身体障害者手帳 1 級	40 万円	—	30 万円	—	
	身体障害者手帳 3～4 級	27 万円	—	26 万円	—	
被扶 養者 該当	身体障害者手帳 1 級	同居の場合	75 万円	38 万円	53 万円	33 万円
		計 113 万円		計 86 万		
	別居の場合	40 万円	38 万円	30 万円	33 万円	
		計 78 万円		計 63 万円		
身体障害者手帳 3～4 級		27 万円	38 万円	26 万円	33 万円	
		計 65 万円		計 59 万円		

※控除額は対象者の年齢などによって変わります。

詳しくは、所得税＝税務署、市民税＝市民税課または、各支所税務係までお問い合わせ下さい。

## VI. 交通・移動の援助

身障者手帳の第 1 種および第 2 種の別により、運賃の割引が受けられます。

第 1 種: 介護が必要な障害者 第 2 種: 介護が不要な障害者

### JR 運賃割引

身体障害者手帳を提示すると、JR 運賃の割引が受けられます。

種別	割引対象者	乗車券の種類	割引率	注意事項
第 1 種	本人と介護者(1人)	普通乗車券	5 割引	片道 101km 以上の場合のみ適応されます。
		普通乗車券		同じ種類、同じ区間の切符、定期券を購入する。
		回数券		JR ジパンング倶楽部特別会員(身体障害者手帳を所持する 60 歳以上の男性および 55 歳以上の女性)に加入すれば、「片道・往復・連続」で 201km 以上乗車する場合の特急券・急行券・グリーン券・指定券が 2～3 割引になる。
		急行券		通勤定期のみに適応されます。
第 2 種	本人のみ	普通乗車券		片道 101km 以上の場合のみ適応されます。

※詳しくは、JR 乗車券販売窓口までお問い合わせ下さい。

### バス・市電の運賃割引

身体障害者手帳を提示すると、バス・電車の運賃割引が受けられる。

区分	対象者	割引内容
第 1 種身体障害者	本人及び介護人	普通運賃について 5 割引 定期券について 3 割引
12 歳以上の第 2 種身体障害者	本人	

※詳しくは、各販売窓口までお問い合わせ下さい。

※IC カードで乗車の場合は乗務員に申し出が無いと割引できません。

※鹿児島市の場合は、介護人証(第1種障害者1人に対して介護人1人)を障害者福祉課または、谷山福祉事務所福祉課で発行しています。

### 船の割引

身体障害者手帳を提示すると、運賃割引が受けられる。

区分	対象者	割引内容
第1種身体障害者	本人及び 介護人	おおむね5割引 定期券は、本人のみおおむね3割引
第2種身体障害者	本人	

※詳しくは、各販売窓口までお問い合わせ下さい。(車両料金は対象外)

### 国内航空運賃の割引

航空券購入時に身体障害者手帳を提示すると、航空運賃の割引が受けられます。搭乗手続きの際も手帳の提示が必要になります。

区分	対象者	割引内容
第1種身体障害者	本人及び 介護人	詳しくは航空会社・代理店窓口まで。 ANA TEL:0120-029-222
第2種身体障害者	本人	JAL TEL:0120-250-001

### タクシー運賃割引

身体障害者手帳を提示する事でタクシー運賃が1割引になります。友愛タクシーとも併用出来ます。

※詳しくは、各タクシー会社までお問い合わせ下さい。

### 有料道路等通行料金の割引

市町村障害者福祉課または福祉事務所で、身体障害者手帳に利用自動車・割引措置の有効期限等の事前登録をすると、手帳提示で有料道路等通行料金が5割引になります。割引は、登録された自動車一台についてのみ適応されます。

対象:身体障害者手帳を持つ者が、自分名義または同居の親族等の名義の自動車(自営用を除く)を自分で運転する場合。

身体障害者手帳1・3級保持者の常時介護人が、障害者本人、同居の親族等または日常的に介護している方の名義の自動車(営業用を除く)を運転し、障害者本人が同乗する場合。

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳 ・車検証(コピー可) ・運転免許証(本人が運転する場合のみ)
- ・ETCカード(原則障害者本人名義のもの)、ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※この他、要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。

### 運転免許取得費用助成

身体障害者が自動車運転免許を取得する場合、取得費用の一部助成があります。助成金額は、免許取得にかかる経費の3分の2の金額(10万円まで)となっています。

対象:身障者手帳保持者(県身体障害者自立支援センターに入所、運転免許取得予定者を除く)

※運転免許取得前に手続きが必要です。

※助成対象は、普通自動車第一種免許に限られています。

※詳しくは、市町村の障害者福祉課または、福祉事務所福祉課までお問い合わせ下さい。

### パーキングパーミット制度(鹿児島県身障者用駐車場利用証制度)

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適性に利用するために、障害のある方など歩行が困難で基準に該当する方には、県内共通の「身障者用駐車場利用証」が交付されます。

対象:障害者手帳3級以上をお持ちの方。障害者手帳が手元に届いてからでなくては申請出来ない。

申請:手続きは無料。身体障害者手帳、申請書、印鑑

有効期間:5年間

※詳しくは、県の地域福祉課、ハートピアかごしま、までお問い合わせ下さい。

## 鹿児島市の独自サービス

### 市電・バス・桜島フェリーの無料パス券(友愛パス)

障害者が市内間で乗り降りする場合に、市電・バス(全社共通)・桜島フェリーを無料で利用出来るパス券が1年に1回交付されます。

対 象:6歳以上の方で、身障者手帳1～4級を持っている方

ただし、4級は65歳以上の方

申 請:身体障害者手帳、印鑑、写真

※友愛タクシー券の交付を受けている人は、友愛パスは受けられません。

※市営バス及び市電が対象となり、定期観光バスや空港バス、深夜バスは対象外です。

※市の障害者福祉課または、福祉事務所福祉課までお問い合わせ下さい。

### 友愛タクシー券

友愛・無料パス券の交付を受けている方は、友愛タクシー券は受けられません。

対 象:身体障害者手帳1級所持者

申 請:身体障害者手帳、印鑑、友愛パスまたは敬老パス

交付枚数:1年間に200円券70枚交付されます(4月時点)。タクシー1回乗車につき、200円券を25枚まで使用出来ます。ただし、申請手続きの月日を実施した日により、交付枚数は異なります。一度登録されると次年度から送られてきます。

利用方法:障害者手帳を提示して、タクシー券を使用する事になります。

※詳しくは、市の障害者福祉課または、福祉事務所福祉課までお問い合わせ下さい。